

## 台湾側公表の輸入規制の緩和案

### 1. 輸入規制の緩和案概要

令和4（2022）年2月8日に台湾当局は、福島などの日本産食品への輸入規制措置の緩和案を発表し、新たな措置について10日間、各界の意見を集めることとしました。

緩和案によると、5県産品に対する一律の輸入停止措置を廃止し、日本で出荷制限措置がとられている品目及び5県の一部産品に限り、輸入停止措置を講じる予定です。また輸入可能な食品について、産地証明書の添付、一部県の一部食品について、放射性物資検査報告書の添付を求めています。

#### 【輸入停止】

品目	地域
日本で出荷制限措置がとられている品目※	日本で品目ごとに出荷制限措置がとられている区域
野生鳥獣肉	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
キノコ類	
コシアブラ	

#### 【証明書発行対象・内容】

必要な証明	品目	地域
放射性物質 検査報告書 及び 産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
	キノコ類	岩手、宮城、山梨、静岡
	水産物	岩手、宮城
	乳幼児用食品、乳製品	宮城、埼玉、東京
	茶類	静岡
産地証明書	上記を除く全ての食品（酒類を除く）	47都道府県

#### 【台湾側の水際検査】

- ・ 福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産品（酒類を除く）については、全ロット検査を行う。
- ・ 上記5県以外の42都道府県の野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品、茶葉は水際検査結果等に応じて検査頻度を調整。

## 2. 留意事項

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき、県、市町村又は一部区域からの出荷制限措置がとられている品目は輸入停止となります。

※厚生労働省 HP：原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>